

千葉県土地区画整理事業清算金滞納処分事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、法令その他別に定めるもののほか、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第110条第5項の規定に基づく本市が施行する土地区画整理事業に係る清算金（同項に規定する督促手数料及び延滞金を含む。）の滞納処分の執行に関し必要な事項を定めるものとする。

(差押えを行う職員)

第2条 財産の差押えは、千葉県土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則（昭和62年千葉県規則第28号。以下「取扱規則」という。）第13条第1項の規定により同項に規定する清算金徴収職員（以下「徴収職員」という。）が行うものとする。

(清算金滞納票の作成)

第3条 徴収職員は、督促状において指定した期限までに納付すべき金額の清算金を納付しない者があるときは、その者に関し清算金滞納票（様式第1号）を作成して、これにより滞納整理を行うものとし、その経過を記録しなければならない。

(財産の調査)

第4条 徴収職員は、滞納処分を執行するに当たっては、あらかじめ、滞納者が差押えの対象となる財産を有していること、滞納者の現に有する財産が価格、換価性等において差押えを適当とする状況にあること等について調査しなければならない。この場合においては、国税徴収法（昭和34年法律第147号。以下「徴収法」という。）第147条の規定を準用するものとする。

2 調査は、主として準備調査、臨場調査及び捜索によるものとする。

3 準備調査は、庁内関係所管及び庁外官公署並びに金融機関、取引先、勤務先等に対して調査をすることとする。この場合において、徴収法第141条の規定の例により金融機関に対する質問又は検査を行うに当たっては、市長が発行する金融機関の預貯金等の調査証（様式第2号）を当該金融機関に呈示しなければならない。

4 臨場調査は、準備調査において把握した内容の裏付け又は準備段階調査において把握することができなかった財産の調査をするため、滞納者に対し徴収法第141条の規定の例による質問又は調査（次項において「質問等」という。）を行うこととする。

5 捜索は、滞納者に対する質問等を行ったにもかかわらず差し押えるべき財産を把握することができないとき、又は滞納者が質問等に応じない場合において、徴収法第142条から第145条までの規定の例による捜索を行うこととする。

6 徴収法第146条第1項の規定の例による搜索調書は、様式第3号によるものとする。

7 徴収職員は、徴収法第146条第2項の規定の例により搜索調書の謄本を交付しようとするときは、当該搜索調書の原本に署名押印するとともに、立会人に対しても署名押印をさせなければならない。ただし、立会人が署名押印を拒み、又は署名押印をすることができない場合は、この限りでない。この場合においては、当該搜索調書にその理由を具体的に付記して、同項の規定の例により謄本を交付するものとする。

(差押事前通知)

第5条 滞納処分に着手しようとする場合は、あらかじめ、滞納者に対して差押事前通知書(様式第4号)によりその旨を通知するものとする。

(差押調書)

第6条 徴収法第54条の規定の例により作成する差押調書は、様式第5号によるものとする。

2 徴収法第54条の規定の例により滞納者に交付する差押調書の謄本は、様式第6号によるものとする。

(質権者等に対する差押通知書)

第7条 国税徴収法施行令(昭和34年政令第329号。以下「徴収政令」という。)第22条第1項に規定する徴収法第55条の規定の例による通知に係る書面は、担保権設定等財産の差押通知書(様式第7号)によるものとする。

(有価証券に係る金銭債権の取立て)

第8条 徴収職員は、差し押えた金銭の給付を目的とする有価証券のうち、履行期日が到来し、又は近い将来に到来する予定の有価証券であつて、当該有価証券を換価するよりも当該有価証券に係る金銭債権を取り立てる方が徴収上有利であると認めるものについては、金融機関を通じて、当該有価証券の券面金額の全額について取立てをするものとする。

(特殊関係者以外の第三者が占有する動産等の引渡命令等)

第9条 徴収法第58条第2項(徴収法第65条及び第71条第4項並びに徴収法第73条第5項において準用する徴収法第65条において準用する場合を含む。)規定による命令は、財産の引渡命令書(様式第8号)により行うものとする。

2 徴収法第58条第2項後段(徴収法第65条及び第71条第4項並びに徴収法第73条第5項において準用する徴収法第65条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、財産の引渡命令をした旨の通知書(様式第9号)により行うものとする。

(動産等の保管)

第10条 差し押えた動産は、搬出し、市長が保管するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、差し押さえた動産の搬出が困難であると認めるときは、徴収法第60条第1項の規定の例により滞納者又はその動産を占有する第三者に保管させることができるものとする。この場合においては、封印、公示書(様式第10号)、立札等により、その動産が差押物件であることを明示するものとする。

3 差し押えた有価証券は、市長がこれを保管するものとする。

(差押財産搬出調書)

第11条 徴収政令第26条の2第1項に規定する書面及びその謄本は、差押財産搬出調書(様式第11号)及び様式第12号によるものとする。

(債権差押通知書)

第12条 徴収法第62条第1項に規定する債権差押通知書は、様式第13号によるものとする。

2 債権の差押えは、金銭又は換価に適する財産の給付を目的とする債権についてするものとする。

(債権証書の取上げ)

第13条 徴収法第65条(徴収法第73条第5項において準用する場合を含む。)の規定の例による債権に関する証書の取上げは、次のいずれかの場合に行うものとする。

(1) 債権の差押えをしようとする場合において、債権の存否、債権の数又は額の確認等のために必要と認められるとき。

(2) 債権の差押えに伴う取立て、換価、権利の移転、配当等のために必要と認められるとき。

2 債権証書の取り上げは、徴収職員がその証書を占有して行うものとする。

3 徴収政令第28条第1項の調書は、取上調書(様式第14号)によるものとし、同項に規定する調書の謄本は、様式第15号によるものとする。

(不動産等の差押え)

第14条 徴収法第68条第1項(徴収法第70条第1項及び第71条第1項において準用する場合を含む。)及び72条第1項に規定する差押書は、様式第16号によるものとする。

2 差し押えた不動産の所有権が第三者から滞納者に移転しているにもかかわらず、その登記がなされていない場合は、次の各号に定めるところに従い、滞納者を登記上の所有者にするとともに、差押えの登記を嘱託するものとする。

- (1) 相続、会社等の法人の合併その他一般承継により所有権移転の登記を要するときにあつては、所有権移転代位登記嘱託書により、承継人に代位して所有権移転の登記を嘱託すること。
- (2) 遺贈又は贈与により所有権移転の登記を要するときは、所有権移転代位登記嘱託書により、受遺者等である滞納者に代位して所有権移転の登記を嘱託すること。この場合においては、登記義務者の承諾書を添付しなければならない。
- (3) 売買その他前2号に規定する事由以外の事由により所有権移転の登記を要するときは、所有権移転代位登記嘱託書により、買主等である滞納者に代位して所有権移転の登記を嘱託すること。この場合においては、登記義務者の承諾書を添付しなければならない。

(自動車等の差押え)

第15条 徴収法第71条第3項の規定の例による引渡しの命令は、自動車等引渡命令書(様式第17号)により行うものとする。

2 徴収法第71条第6項の規定の例による申立てに係る徴収政令第31条に規定する書面は、差押財産の使用等許可申立書(様式第18号)によるものとする。

(第三債務者等がある無体財産権等に係る差押通知書)

第16条 徴収法第73条第1項に規定する差押通知書は、様式第19号によるものとする。

(差押えの解除)

第17条 徴収法第79条第1項の規定の例による差押えを解除しなければならないときの要件は、概ね次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 差押えに係る清算金が全額納付されたとき。
- (2) 差押えに係る清算金の全額につき徴収決定額の取消しがあったとき。
- (3) 差押えた金額又は交付要求により交付を受けた金銭を差押えに係る清算金の全額に充てたとき。
- (4) 徴収法第129条第1項の規定の例により差押えに係る清算金について配当を受けた金銭を当該清算金の全額に充てたとき。
- (5) 差押え当時において、その差押えにかかる清算金に充当できる見込みであったものが、その後における差押え財産の値下がり、差押え当時に予期することができなかつた国税、地方税その他差押えに係る清算金に先立つ公課その他の債権の交付要求等によって、清算金に充当できる見込みがなくなったとき。
- (6) 徴収法第50条第2項又は第51条第2項の規定の例により差押換えの請求を相当と認めたとき。
- (7) 滞納処分 of 執行を停止した場合において、その停止にかかる清算金について差

押さえた財産があるとき。

2 徴収法第79条第2項の規定の例による差押えを解除することができるときの要件は、概ね次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 次の理由により超過差押えの状態が生じたとき。この場合において、差押えを解除する財産は、その超過する価額に相当する財産に限る。

ア 差押えに係る清算金の一部納付

イ 差押えに係る清算金の一部についての徴収決定済額の取消し

ウ 差押え財産の値上がり

エ 押え財産の改良による価額の増加

オ 差押えに係る清算金に先立つ債権の弁済、免除又は放棄等

(2) 滞納者が他に差押えが可能で、かつ、換価に適した財産を提供して、現に差押え中の財産につき差押え解除の申出があった場合において、その提供された財産を差押えたとき。

(3) 差押え財産が金銭的価値を失うに至ったとき。

(4) 差押え財産が盗難、焼失、消費等により消滅したとき。

(5) 換価の猶予をする場合において、差押えにより滞納者の事業の継続又は維持を困難にするおそれがあると認めるとき。

(6) 納付の猶予をした場合において、その猶予を受けた者から差押えの解除の申請あり、これを適当と認めたとき。

3 徴収法第80条第1項又は第81条の規定の例による通知は、差押解除通知書(様式第20号)により行うものとする。

4 差押えを解除した場合において、徴収職員が直接占有している財産があるときは、当該財産を滞納者に引き渡して、受領証をなければならない。ただし、差押えのときに滞納者以外の第三者が占有していた財産については、滞納者に引渡しをすべき旨の第三者の申出がない限り、その第三者に引き渡し、受領証を徴さなければならない。

(交付要求の手続)

第18条 徴収法第82条第1項に規定する交付要求書は、様式第21号によるものとする。

2 徴収法第82条第2項の規定の例による滞納者への通知は、交付要求通知書(様式第22号)により行うものとする。

3 徴収法第82条第3項において準用する徴収法第55条の規定の例による質権者等への通知は、交付要求通知書(様式第23号)により行うものとする。

(交付要求の解除)

第19条 徴収法第84条第1項又は第85条第2項の規定の例によるほか、交付要求をした後に、新たに財産の差押えを行い、又は新たに担保を徴したことにより、交付要求を解除しても滞納清算金等の徴収に支障がないと認められるときは、交付要求を解除するものとする。

2 徴収法第84条第2項の規定の例による交付要求に係る執行機関への通知は、交付要求解除通知書（様式第24号）により行うものとする。

3 徴収法第84条第3項において準用する徴収法第55条の規定の例による質権者等への通知は、交付要求解除通知書（様式第25号）により行うものとする。

4 徴収法第84条第3項において準用する徴収法第82条第2項の規定の例による滞納者に対する通知は、交付要求解除通知書（様式第26号）により行うものとする。

（交付要求の解除の請求等）

第20条 徴収法第85条第1項の規定の例による交付要求の解除の請求は、交付要求解除請求書（様式第27号）により行うものとする。

2 徴収法第85条第1項の規定の例による交付要求の解除の請求を受けた場合において、交付要求を解除することを決定したときは交付要求解除決定通知書（様式第28号）により、交付要求を解除しないことを決定したときは交付要求解除拒否通知書（様式第29号）によりその旨を請求者に通知するものとする。

（参加差押えの手續）

第21条 徴収法第86条第1項に規定する参加差押書は、様式第30号によるものとする。同項後段の規定の例による第三債務者等への通知についても、同様とする。

2 徴収法第86条第2項の規定の例による滞納者への通知は、参加差押通知書（様式第31号）により行うものとする。

3 徴収法第87条第3項の規定の例による滞納処分をした行政機関等への催告は、参加差押財産換価催告書（様式第32号）により行うものとする。

4 徴収法第86条第4項において準用する徴収法第55条の規定の例による質権者等への通知は、参加差押通知書（様式第33号）により行うものとする。

（参加差押の解除）

第22条 徴収法第88条第1項において準用する徴収法第84条第1項又は第85条第2項の規定の例によるほか、参加差押をした後に、新たに財産の差押えを行い、又は新たに担保を徴したことにより、参加差押を解除しても滞納清算金等の徴収に支障がないと認められるときは、参加差押を解除するものとする。

2 徴収法第88条第1項において準用する徴収法第84条第2項の規定の例による

参加差押に係る執行機関への通知は、参加差押解除通知書（様式第34号）により行うものとする。

3 徴収法第88条第1項において準用する徴収法第84条第3項において準用する徴収法第55条の規定の例による質権者等への通知は、参加差押解除通知書（様式第35号）により行うものとする。

4 徴収法第88条第1項において準用する徴収法第84条第3項において準用する徴収法第82条第2項の規定の例による滞納者への通知は、参加差押解除通知書（様式第36号）により行うものとする。

（参加差押の解除の請求等）

第23条 徴収法第88条第1項において準用する第85条第1項の規定の例による参加差押の解除の請求は、参加差押解除請求書（様式第37号）により行うものとする。

2 徴収法第88条第1項において準用する徴収法第85条第1項の規定の例による参加差押の解除の請求を受けた場合において、参加差押を解除することを決定したときは参加差押解除決定通知書（様式第38号）により、参加差押を解除しないことを決定したときは参加差押解除拒否通知書（様式第39号）によりその旨を請求者に通知するものとする。

（公売等）

第24条 徴収法第95条第1項の規定の例による公告は、様式第40号により行うものとする。

2 徴収法第96条第1項（徴収法第109条第4項において準用する場合を含む。）の規定の例による滞納者及び公有財産につき交付要求をした者等への通知は、差押財産公売執行通知書（様式第41号）により行うものとする。

3 公売財産の入札をしようとする者は、差押財産公売入札申込書（様式第42号）により申し込み、入札指定書（様式第43号）の交付を受けるものとする。

4 徴収法第101条第1項に規定する入札書は、様式第44号によるものとする。

5 徴収法第106条第2項の規定による入札の終了を告知した場合の滞納者及び利害関係人への通知は、おいて、公売終了通知書（様式第45号）により行うものとする。

6 徴収法第106条第2項の規定による公告は、様式第46号により行うものとする。

（売却決定）

第25条 徴収法第118条及び第122条第1項に規定する売却決定通知書は、売却決定通知書（様式第47号）によるものとする。

2 徴収法第119条第2項後段の規定の例による通知は、保管財産引渡通知書（様式第48号）により行うものとする。

（配当計算書）

第26条 徴収法第131条に規定する配当計算書は、様式第49号によるものとする。

（滞納処分の停止）

第27条 徴収法第153条第2項の規定の例による通知は、滞納処分執行停止通知書（様式第50号）により行うものとする。

（納付義務の消滅）

第28条 徴収法第153条第5項の規定の例により清算金を納付する義務を直ちに消滅させることができるときは、同項に規定するときのほか、概ね次の各号のいずれかに該当するときとする。

（1）被相続人の清算金について相続人のすべてが相続を放棄した場合又は相続人が不存在の場合で滞納処分を執行する財産がないとき。

（2）解散した法人又は解散の登記はないが廃業して将来事業再開の見通しがまったくない法人について、滞納処分を執行することができる財産がないとき。

（3）破産者が清算金につき破産法（平成16年法律第75号）第252条に規定する免責許可の決定を受けた場合において破産手続による配当又は別除権行使による配当の見込みがまったくないとき。

2 納付義務が消滅したとき又は納付義務を消滅させたときは、その旨を納付義務消滅通知書（様式第50号）により当該滞納者へ通知するものとする。

（委任）

第29条 この要綱に定めるもののほか、要綱等の制定改廃及び管理に必要な事項は都市部長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式1号

(表面)
清算金滞納簿

(住所)						
(氏名) (土地所在地番等)						
(電話)						
(職業その他)						
滞納清算金	年度	月分	納期限	清算金	延滞金	備考

(転居先その他)
